

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

June 2025



# EY Taiwan JBS NEWSLETTER - June 2025 -

## 台灣における営利事業者の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項

### ■ はじめに

台湾証券取引所の資料によると、2024年末の加権指數は2万ポイントを突破し、2023年末と比べて28.47%の成長を記録しました。

世界的な経済変動や不安定要素によって、2025年度の株式市場は大きく変動することが想定されますが、営利事業者が台湾境内の上場会社（または店頭会社）及び未上場会社の株式を売却した場合、その所得及び損失はどのように課税されるのでしょうか。

今月のJBS Newsletterでは、営利事業者が国内の上場会社（または店頭会社）及び未上場会社の株式を売却する際の課税計算方法をまとめました。株式売却に伴う税負担の評価などの株式の管理にお役立てください。

### ■ 今回お伝えしたいポイント

- 証券取引所得の計算
- 国税局より発表されたプレスリリースの事例説明
- 株式配当の売却に係る原価の計算
- 未上場株式を売却する際の留意点
- 関連する法令規定

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

# 台湾における営利事業者の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項



## 証券取引所得の計算

台湾証券取引所の統計資料によると、2024年における台湾の株式市場は著しい成長が見られましたが、2025年に入ってから市場の不安定さが顕著となっています。このため、企業においては、株式売却に伴う税務上の処理に十分留意する必要があります。営利事業者が台湾境内の上場会社（または店頭会社）及び未上場の株式を売却した場合の損益は、証券取引に係る所得または損失として取り扱われ、以下、これら株式取引に係る証券取引所得または損失の取り扱いについて説明します。

なお、「房地合一税2.0」に関する特殊株式取引については、2024年12月のJBS Newsletter「台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～」をご参照ください。

現在、所得税法第4-1条の規定により、証券取引所得に係る所得税の課税は停止されています。ただし、所得基本税額条例第7条第1項の規定に基づき、当年度の基本所得額に含めて課税されることとなります。

さらに、長期投資を促進するために、2013年度以降、3年以上保有している株式を売却した場合、営利事業者は当該所得の半額のみを当年度の証券取引所得に含めて計算することができます。また、過年度の証券取引による損失がある場合には、これを控除できるとする規定も存在します。

### 申告対象者の整理

3年以上保有している場合、課税所得を半額に軽減

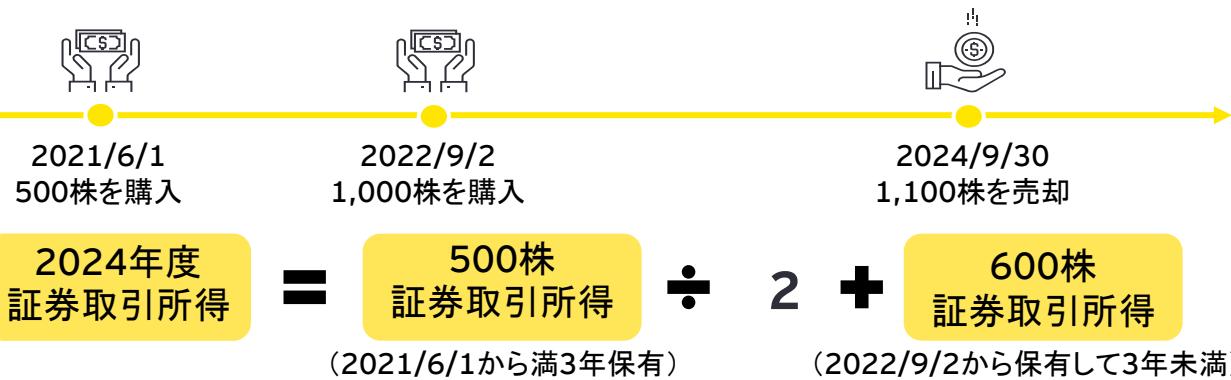
2013年度以降に3年以上保有する株式<sup>(注)</sup>を売却した場合、先入先出法を用いて売却原価を計算し、当年度において当該3年以上保有している株式<sup>(注)</sup>を売却した際の取引損失を控除します。残高がプラス(利益)となる場合、その残高の半額を当年度の証券取引所得に含めます。

直前5年間において確定された証券取引損失の控除が可能

税務当局が確定した証券取引損失は、発生年度の翌年度から5年間、証券取引所得を計算する際に、損失が発生した年度の順序に従って、毎年順次控除することができます。

注:ここでいう株式とは、所得税法第4条の1に規定される株式を指します。

### 半額課税の適用に関する保有期間の計算



# 台湾における営利事業者の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項



## 証券取引所得の計算

営利事業者が長期保有している株式及び過年度の証券取引損失がある場合、証券取引所得を計算する際にも関連する規定があります。

### 証券取引所得と損失の控除順序

- 当年度の長期保有株式の取引所得 - 当年度の長期保有株式の取引損失 + その他の証券取引所得または損失
  - この残高がマイナスの場合、基本所得額は0として計算します。
  - この残高がプラスの場合、さらに直前5年間において税務機関が確定した証券及び先物取引損失を控除します。
    - 控除後の残高がマイナスの場合、基本所得額は0として計算します。
    - 控除後の残高がプラスの場合、課税対象となるのは、その残高のうち、【当年度の長期保有株式の取引所得 - 当年度の長期保有株式の取引損失】の残高の範囲内(マイナスの場合は0とする)は半額、超過する金額は全額となります。その合計額を基本所得額に含めます。



### 国税局より発表されたプレスリリースの事例説明

#### 1 当年度における課税停止対象の証券取引所得が長期保有株式の売却による取引所得を上回り、かつ過年度に証券取引損失がない場合

##### 状況の説明

単位：NTD元

満3年以上保有している株式の売却による証券取引所得【A】	その他の有価証券及び先物の売却による証券取引所得【B】	過年度の証券取引損失の確定額【C】	当年度における課税停止対象の証券取引所得から過年度の損失を控除した残高【D=A+B+C】	基本所得額に含める証券取引所得【E】
500万	300万	0	800万	550万

1. 当年度における証券取引損益の合計額: NTD500万元+NTD300万元=NTD800万元
2. 当年度における証券取引損益の合計額NTD800万元>当年度における長期保有株式の売却による取引所得NTD500万元→NTD500万元の半額を課税対象とする。
3. 基本所得額に含める証券取引所得 : NTD500万元 ÷ 2 + (NTD800万元 - NTD500万元) = NTD550万元

# 台湾における営利事業者の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項



国税局より発表されたプレスリリースの事例説明

## 2 当年度における課税停止対象の証券取引所得から過年度の証券取引損失を控除した残高が長期保有株式の売却による取引所得を下回る場合

### 状況の説明

単位：NTD元

満3年以上保有している株式の売却による証券取引所得【A】	その他の有価証券及び先物の売却による証券取引所得【B】	過年度の証券取引損失の確定額【C】	当年度における課税停止対象の証券取引所得から過年度の損失を控除した残高【D=A+B+C】	基本所得額に含める証券取引所得【E】
500万	300万	-350万	450万	225万

1. 当年度における証券取引損益から過年度の損失を控除した残高: NTD500万元+NTD300万元-NTD350万元=NTD450万元
2. 当年度における証券取引損益の合計額NTD450万元<当年度における長期保有株式の売却による取引所得NTD500万元→NTD450万元の半額を課税対象とする。
3. 基本所得額に含める証券取引所得: NTD450万元÷2=NTD225万元

## 3 当年度における課税停止対象の証券取引所得から過年度の証券取引損失を控除した残高がゼロを上回り、かつ長期保有の株式取引は損失の場合

### 状況の説明

単位：NTD元

満3年以上保有している株式の売却による証券取引所得【A】	その他の有価証券及び先物の売却による証券取引所得【B】	過年度の証券取引損失の確定額【C】	当年度における課税停止対象の証券取引所得から過年度の損失を控除した残高【D=A+B+C】	基本所得額に含める証券取引所得【E】
-500万	800万	-50万	250万	250万

1. 当年度における証券取引損益から過年度の損失を控除した残高: -NTD500万元+NTD800万元-NTD50万元=NTD250万元
2. 当年度における証券取引損益の合計額NTD250万元>当年度における長期保有株式の売却による取引所得-NTD500万元
3. 基本所得額に含める証券取引所得: NTD250万元

# 台湾における営利事業者の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項



## 国税局より発表されたプレスリリースの事例説明

### 4 当年度における課税停止対象の証券取引損益が損失で、かつ過年度に証券取引損失がない場合

#### 状況の説明

単位：NTD元

満3年以上保有している株式の売却による証券取引所得【A】	その他の有価証券及び先物の売却による証券取引所得【B】	過年度の証券取引損失の確定額【C】	当年度における課税停止対象の証券取引所得から過年度の損失を控除した残高【D=A+B+C】	基本所得額に含める証券取引所得【E】
-500万	400万	0	-100万	0

- 当年度における証券取引損益の合計額：-NTD500万元+NTD400万元=-NTD100万元。翌年度から5年間、証券取引所得を計算する際に、損失が発生した年度の順序に従って、毎年控除することができる。
- 基本所得額に含める証券取引所得：NTD0元

#### ◆ 各事例のまとめ

単位：NTD元

満3年以上保有している株式の売却による証券取引所得【A】	その他の有価証券及び先物の売却による証券取引所得【B】	過年度の証券取引損失の確定額【C】	当年度における課税停止対象の証券取引所得から過年度の損失を控除した残高【D=A+B+C】	基本所得額に含める証券取引所得【E】
1 500万	300万	0	800万	550万
2 500万	300万	-350万	450万	225万
3 -500万	800万	-50万	250万	250万
4 -500万	400万	0	-100万	0

注：

- $D > A > 0$ の場合、 $E = [A \div 2 + (D - A)]$
- $A \geq D > 0$ の場合、 $E = [D \div 2]$
- $D > 0$ の場合で、 $A \leq 0$ であるとき、 $E = D$
- $D \leq 0$ の場合、 $E = 0$

# 台湾における営利事業者の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項



## 株式配当の売却に係る原価の計算

営利事業者が台湾境内の他の営利事業者から受け取った株式配当については、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、保有株数の増加を記録するのみで、元の投資原価の計算には影響しません。しかしながら、営利事業者が株式を売却する際、1株あたりの原価を計算するに当たって当該株式配当の株数を計算に考慮しなかったという事例が見受けられます。財政部の徵稅署990806台財稅字第09900179790号の規定によると、「営利事業者が受け取った株式配当を売却し、証券取引の損益を計算する際には、その額面をもってその原価を計算することができる」とされています。国税局より発表されているプレスリリースの事例は以下の通りです。

### 株式配当を受けた株式の売却に係る計算



## 未上場株式を売却する際の留意点

### 未上場株式の売却価格が時価<sup>(注)</sup>より著しく低い場合、時価で認定がなされる

#### ■ 財政部徵稅署1993年2月26日台財稅第821478448号

営利事業者が未上場株式を売却する場合において、その売却価格が時価<sup>(注)</sup>より著しく低い場合、営利事業者所得稅監査準則第22条の規定に準じ、正当な理由及び証拠書類を提出し、その内容が事実であることが確認された場合を除き、時価にて売却価格が認定されます。

### 法定手続に従った認証を受けていない株式の譲渡は、証券取引税の課税対象に該当しない

#### ■ 財政部徵稅署1995年6月29日台財稅第841632176号解釈令

株式会社の株主が、会社法第162条の規定に基づいた認証を受けていない株式を譲渡する場合、当該取引は証券取引とは認められず、出資持分の譲渡に該当し、証券以外の財産取引として取り扱われます。

注:ここでいう時価は、当該株式の同時期における相当な取引量の取引価格を参考にして認定されます。同時期に相当な取引量の取引価格が存在しない場合は、取引日の会社の純資産に基づいて、1株あたりの純額を認定します。

# 台湾における営利事業者の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項



## 関連法令規定(日本語参考訳)

法令条文	内容
所得税法 第4条の1	1990年1月1日以降、証券取引に係る所得に対する課税を停止する。証券取引に係る損失も所得から控除してはならない。
所得基本税額条例 第7条第1項	<p>1. 営利事業者の基本所得額は、所得税法の規定により計算した課税所得額に、下記各号の所得額を合算した後の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一. 所得税法第4条の1及び第4条の2の規定により、所得税の課税が停止された所得額</li> <li>二. 廃止前の促進産業升級条例の第9条、第9条の2、第10条、第15条及び第70条の1の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額</li> <li>三. 廃止された産業高度化促進条例に従い、1999年12月31日修正実施前における第8条の1の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額</li> <li>四. 奨励民間参与交通建設条例第28条の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額</li> <li>五. 促進民間参与公共建設法第36条の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額</li> <li>六. 科学工業園区設置管理条例第18条の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額</li> <li>七. 2001年1月20日修正実施前の科学工業園区設置管理条例第15条の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額</li> <li>八. 企業M&amp;A法第37条の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額</li> <li>九. 国際金融業務条例第13条の規定により、営利事業者所得税の課税が免除された所得額。ただし、所得税法第73条の1の規定により、与信収入総額につき所定の控除率に基づいて申告納税した所得額を含まない。</li> <li>十. 本条例実施後の法律により新たに追加した営利事業者所得税が減免される所得額、及び課税所得に含まない所得額で、財政部により公告されたもの。</li> </ul>
会社法162条	<p>1. 株式発行会社が株券を印刷した場合、株券には番号を付し、次の事項を記載しなければならない。また、会社を代表する取締役の署名あるいは捺印し、かつ、法令により株券発行証明者になり得る銀行の認証を受けた後に発行しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一. 会社名称</li> <li>二. 設立登記または新株発行変更登記の年月日</li> <li>三. 額面株式を採用する場合は、発行株式総数及び1株あたりの金額。無額面株式を採用する場合は、株式総数。</li> <li>四. 今回の発行株数</li> <li>五. 発起人の株券である場合、発起人の株券であることの表示</li> <li>六. 種類株式である場合、その種類株式の種類の表示</li> <li>七. 株券発行の年月日</li> </ul> <p>2. 株券には株主の氏名を記載しなければならない。同一の所有者と見なされるためには同一の氏名を記載しなければならない。政府あるいは法人が所有者となる場合、政府あるいは法人の名称を記載しなければならず、他の名義または代表者の姓名だけを記載することはできない。</p> <p>3. 第1項における株券の認証の規則は、中央主管機関が定めるものとする。ただし、公開発行会社において証券主管機関が別途定める規定がある場合には規則を適用しないものとする。</p>
財政部徵稅署 990806台財稅字第09900179790號(2010年8月6日)	<p>一、会社組織の営利事業者が、国内の他の営利事業者に投資し受領した株式配当をその後に売却し、所得税法第4条の1の規定に基づいて、証券取引損益を計算するに当たり、その額面金額をもって、同法第44条及び第48条の規定に従い原価を算定することができる。また、営利事業者が、所得基本税額条例第7条第1項第1号及び第2項の規定により、証券取引所得または損失を計算する場合も、同様の取り扱いとなる。</p> <p>二、本部2009年5月27日台財稅字第09800041000号令は、本日をもって廃止する。</p>

# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項

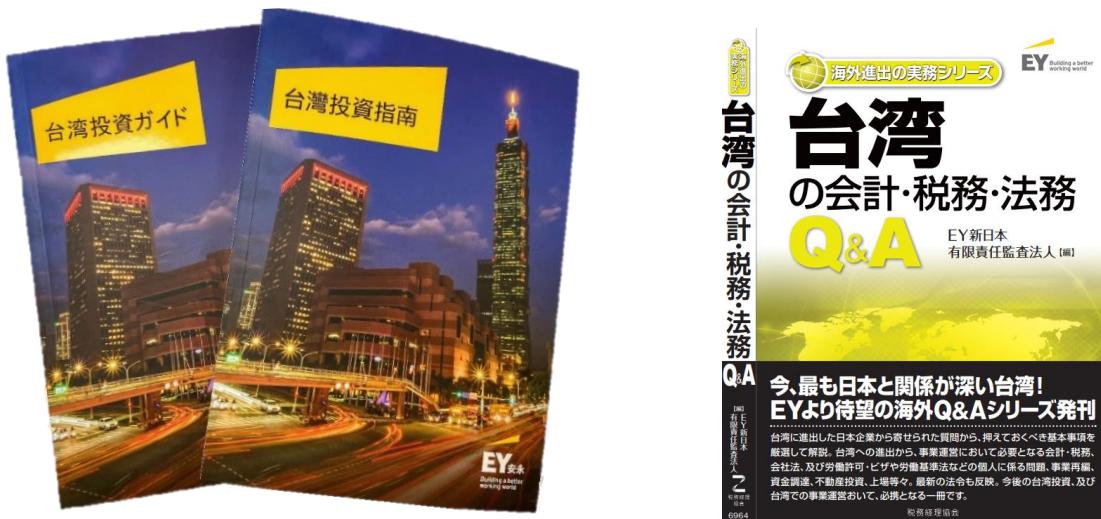
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

# その他刊行物・セミナー

## 台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド(日本語・中文)**」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



## EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただけますか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長  
02 2728 8876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

#### 林宜賢 執業會計師

02 2728 8870  
[Yishian.Lin@tw.ey.com](mailto:Yishian.Lin@tw.ey.com)

#### 周黎芳 執業會計師

02 2728 8872  
[Sophie.Chou@tw.ey.com](mailto:Sophie.Chou@tw.ey.com)

#### 楊建華 執業會計師

02 2728 8875  
[Chienhua.Yang@tw.ey.com](mailto:Chienhua.Yang@tw.ey.com)

#### 蔡雅萍 執業會計師

02 2728 8873  
[Anna.Tsai@tw.ey.com](mailto:Anna.Tsai@tw.ey.com)

#### 孫孝文 執業會計師

04 3608 8681  
[Jimmy.hw.sun@tw.ey.com](mailto:Jimmy.hw.sun@tw.ey.com)

#### 吳文賓 執業會計師

07 9688 8990  
[Ben.Wu@tw.ey.com](mailto:Ben.Wu@tw.ey.com)

### JBS

橋本 純也 副總經理  
02 2757 8888 88867  
[Junya.Hashimoto@tw.ey.com](mailto:Junya.Hashimoto@tw.ey.com)

持木 直樹 協理  
02 2757 8888 20652  
[Naoki.Mochigi1@tw.ey.com](mailto:Naoki.Mochigi1@tw.ey.com)

川口 容平 協理  
02 2757 8888 21191  
[Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com](mailto:Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com)

竹之内 真美 經理  
02 2757 8888 20821  
[Takenouchi.Mami@tw.ey.com](mailto:Takenouchi.Mami@tw.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、稅務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.  
All Rights Reserved.

APAC NO.14008719  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



**EY** 安永